

消防団協力事業所表示制度を導入しました

4月1日より、消防団協力事業所表示制度を導入しました。

■消防団協力事業所表示制度とは

事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められるとともに、事業所による消防団活動への協力を促進し、消防団員の更なる確保を図ることを目的として、「消防団協力事業所」として認定した事業所に、表示証を交付する制度です。

「消防団協力事業所」として認定された事業所には表示



表示証

証が交付され、取得した表示証を社屋に表示することができ、また、表示証のマークを自社ホームページなどで使用でき、消防団協力事業所として広く公表することもできます。

■認定基準

消防関係法令上の違反がなく、かつ、次の基準のいずれかに適合することが必要です。
 ・事業主または従業員が消防団員として2名以上在籍し、消防団員の任務遂行に積極的に協力していると認められる事業所等

・5年以上にわたり仕事に従事している事業主または従業員で、消防団員としての勤続年数が10年以上である者が在籍し、消防団員の任務遂行に積極的に協力していると認められる事業所等

・従業員の消防団活動について、賃金や昇進、昇級等で不利に扱わない等、積極的に配慮していると認められる事業所等

・災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等

・その他消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

■添付書類

- ①会社案内その他事業所等の事業内容がわかる書類
 - ②協力内容が具体的にわかる書類
 - ③その他審査に必要な書類
- 問い合わせ先
 安全安心課
 ☎(40)5555

優良運転者表彰 受付のお知らせ

優良運転者の定期表彰を行いますので、次の基準を満たし表彰を希望される方は安全安心課（国分寺庁舎2階）へ申請してください。

■申請条件

- ①別表の免許取得期間内に自動車（原付・小特・二輪免許を含む）の運転免許を取得した方
- ②過去2年以内（平成25年4月1日以降）に交通関係法令違反のない方（ただし、3点以下の軽微な違反1回は除く）
- ③過去に交通安全功労者または優良運転者として緑十字銅章以上の表彰を受けていないこと
- ④下野市民

■申込期限

4月24日（金）

■申請に必要なもの

- ①印鑑
 - ②運転免許証
 - ③運転記録証明書交付代630円（つり銭のないようご協力お願いします。）
- ※証明書交付代は、返却されませんのでご了承ください。
- 表彰該当者につきましては11月頃に通知します。
- 問い合わせ先
 安全安心課 ☎(40)5555

■表彰区分・対象者（運転期間が表彰区分に該当していれば対象になります。）

表彰区分	免許取得期間（以下の期間に取得した方）	
栃木県警察本部長・栃木県交通安全協会会長表彰	20年表彰	平成6年4月1日から平成7年3月31日
	30年表彰	昭和59年4月1日から昭和60年3月31日
	40年表彰	昭和50年3月31日以前
下野警察署長・下野地区交通安全協会会長表彰	5年表彰	平成21年4月1日から平成22年3月31日
	10年表彰	平成16年4月1日から平成17年3月31日
	15年表彰	平成11年4月1日から平成12年3月31日

※普通・二輪・原付・小特など現在お持ちの免許でもっとも古いものの取得日が起点になります。